

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 42 号
提出時期	令和 5 年 10 月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町 B & G 防災倉庫設置に関する条例の制定について		
要 旨	<p><b>【提出理由】</b></p> <p>令和 4 年度から、公益財団法人 B &amp; G 財団と、「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業」の取り組みとして同財団から、支援を受け、災害時に活用できる機材の整備、並びに人材育成を図って参りましたが、同財団からの現物支給である救助艇 6 艇、油圧ショベル 2 台、スライド式ダンプ 2 台の全てが、納品、納車となったことから「埜町 B &amp; G 防災倉庫」として町が設置・管理する条例を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <p>○第 1 条では、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害時に即応できる機材を備えた防災拠点として、埜町 B &amp; G 防災倉庫を設置すると定めるものです。</p> <p>○第 2 条では、防災倉庫の名称及び位置を定めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称：埜町 B &amp; G 防災倉庫</li> <li>・位置：埜町大字常世北野字八幡 120 番地の一部</li> </ul> <p>○第 3 条では、防災倉庫に配備する機材を定めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スライド式ダンプ：2 台</li> <li>・油圧ショベル：2 台</li> <li>・救助艇（船外機付含む）：6 艘（うち 2 艘は船外機付）</li> <li>・その他防災機材：一式</li> </ul> <p>○第 4 条では、本施設を町長が管理すると定めるものです。</p> <p>○第 5 条では、本条例の施行に関して、必要な事項は町長が規則で定めるとするものです。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>公布の日から施行いたします。</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 43 号																																																													
提出時期	令和 5 年 10 月（定例会・臨時会）																																																															
案件名	財産の取得の変更について																																																															
要 旨	<p><b>【提案理由】</b>            地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、財産の取得について議会の議決を求めるものであります。</p> <p><b>【具体的な内容】</b>            1. 財産の表示</p>																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更後</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更前</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種類・物品名</th> <th style="text-align: center;">数量</th> <th style="text-align: center;">種類・物品名</th> <th style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">新庁舎議場備品</td> <td colspan="2">新庁舎議場備品</td> </tr> <tr> <td>議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">一式</td> <td>議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">一式</td> </tr> <tr> <td>議員席机 ※可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">13 台</td> <td>議員席机 ※可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">13 台</td> </tr> <tr> <td>発言台</td> <td style="text-align: center;">2 台</td> <td>発言台</td> <td style="text-align: center;">2 台</td> </tr> <tr> <td>発言台脇机</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>発言台脇机</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> </tr> <tr> <td>町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">4 台</td> <td>町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付</td> <td style="text-align: center;">4 台</td> </tr> <tr> <td>椅子（議長席）</td> <td style="text-align: center;">1 脚</td> <td>椅子（議長席）</td> <td style="text-align: center;">1 脚</td> </tr> <tr> <td>椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）</td> <td style="text-align: center;">31 脚</td> <td>椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）</td> <td style="text-align: center;">31 脚</td> </tr> <tr> <td>椅子（町執行部側発言台）</td> <td style="text-align: center;">1 脚</td> <td>椅子（町執行部側発言台）</td> <td style="text-align: center;">1 脚</td> </tr> <tr> <td>傍聴席椅子（固定席）</td> <td style="text-align: center;">20 席</td> <td>傍聴席椅子（固定席）</td> <td style="text-align: center;">28 席</td> </tr> <tr> <td>傍聴席椅子（固定席） メモ台付</td> <td style="text-align: center;">8 席</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>傍聴席椅子（移動席）</td> <td style="text-align: center;">6 席</td> <td>傍聴席椅子（移動席）</td> <td style="text-align: center;">6 席</td> </tr> <tr> <td>コンセント穴あけ加工 (1口コンセント含む)</td> <td style="text-align: center;">32 席</td> <td style="text-align: center;">(新規)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				変更後		変更前		種類・物品名	数量	種類・物品名	数量	新庁舎議場備品		新庁舎議場備品		議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式	議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式	議員席机 ※可倒式名札付	13 台	議員席机 ※可倒式名札付	13 台	発言台	2 台	発言台	2 台	発言台脇机	1 台	発言台脇机	1 台	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台	椅子（議長席）	1 脚	椅子（議長席）	1 脚	椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）	31 脚	椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）	31 脚	椅子（町執行部側発言台）	1 脚	椅子（町執行部側発言台）	1 脚	傍聴席椅子（固定席）	20 席	傍聴席椅子（固定席）	28 席	傍聴席椅子（固定席） メモ台付	8 席	(新規)		傍聴席椅子（移動席）	6 席	傍聴席椅子（移動席）	6 席	コンセント穴あけ加工 (1口コンセント含む)	32 席	(新規)	
	変更後		変更前																																																													
	種類・物品名	数量	種類・物品名	数量																																																												
	新庁舎議場備品		新庁舎議場備品																																																													
	議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式	議場机（議長・事務局長） ※書見台／可倒式名札付	一式																																																												
	議員席机 ※可倒式名札付	13 台	議員席机 ※可倒式名札付	13 台																																																												
	発言台	2 台	発言台	2 台																																																												
	発言台脇机	1 台	発言台脇机	1 台																																																												
	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台	町執行部座席机（4 人掛） ※可倒式名札付	4 台																																																												
椅子（議長席）	1 脚	椅子（議長席）	1 脚																																																													
椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）	31 脚	椅子（事務局長席・議員席・ 町執行部席・発言台脇机）	31 脚																																																													
椅子（町執行部側発言台）	1 脚	椅子（町執行部側発言台）	1 脚																																																													
傍聴席椅子（固定席）	20 席	傍聴席椅子（固定席）	28 席																																																													
傍聴席椅子（固定席） メモ台付	8 席	(新規)																																																														
傍聴席椅子（移動席）	6 席	傍聴席椅子（移動席）	6 席																																																													
コンセント穴あけ加工 (1口コンセント含む)	32 席	(新規)																																																														
2. 取得の目的 役場新庁舎議場備品購入																																																																
3. 取得価額 [変更前] 金 27,060,000 円 [変更後] 金 27,766,200 円（金 706,200 円の増）																																																																
4. 相手方 福島県白河市新白河二丁目 98 番地 株式会社コウシン 代表取締役 高木 信嘉																																																																
担当課	まち整備課																																																															

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 44 号								
提出時期	令和 5 年 10 月（定例会・臨時会）										
案件名	工事請負契約の締結について										
要 旨	<p><b>【提出理由】</b>          地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。</p> <p><b>【具体的な内容】</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">契約の目的</td> <td>町道北野松岡線道路改良事業 道路改良工事</td> </tr> <tr> <td>契約の方法</td> <td>指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>契約の金額</td> <td>金 97,570,000 円</td> </tr> <tr> <td>契約の相手方</td> <td>福島県東白川郡塙町大字塙字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷 佳孝</td> </tr> </table>			契約の目的	町道北野松岡線道路改良事業 道路改良工事	契約の方法	指名競争入札	契約の金額	金 97,570,000 円	契約の相手方	福島県東白川郡塙町大字塙字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷 佳孝
契約の目的	町道北野松岡線道路改良事業 道路改良工事										
契約の方法	指名競争入札										
契約の金額	金 97,570,000 円										
契約の相手方	福島県東白川郡塙町大字塙字大町四丁目 6 番地 深谷建設株式会社 代表取締役 深谷 佳孝										
担当課	まち整備課										